

大阪広域環境施設組合内部統制基本規則

平成27年7月1日規則第79号

最終改正：令和元年7月23日

(目的)

第1条 この規則は、本組合における内部統制に関し基本となる事項を定めることにより、本組合の業務の有効性及び効率性を確保するとともに、法令等を遵守した適正な業務執行を組織的かつ自律的に推進し、もって組合行政に対する市民の信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「内部統制」とは、業務執行上のリスク(適正な業務を阻害する危険(業務遂行上のものに限る。))であって、事前に発生を予想し得るものをいう。)を低減することを目的とするプロセスで、次に掲げる目的が達成されているとの合理的な保証を得るため、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって組織的かつ自律的に遂行されるものをいう。

- (1) 業務の有効性及び効率性の確保
- (2) 財務報告の信頼性の確保
- (3) 法令等の遵守
- (4) 資産の保全

(最高内部統制責任者等)

第3条 本組合における内部統制の円滑な実施を図るため、本組合に最高内部統制責任者(以下「最高責任者」という。)及び副最高内部統制責任者(以下「副最高責任者」という。)を置く。

- 2 最高責任者は管理者をもって充て、副最高責任者は副管理者をもって充てる。
- 3 副最高責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときは、その職務を代行する。

(内部統制責任者等)

第4条 内部統制の円滑な実施を図るため、内部統制責任者及び分任内部統制責任者を置く。

- 2 内部統制責任者は、事務局長をもって充てる。
- 3 内部統制責任者は、本組合における内部統制の円滑な実施を図るために遵守すべき事項その他必要な事項に係る指針(以下「内部統制指針」という。)を定めるものとする。
- 4 内部統制責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて、内部統制指針に従いその所管の事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。
- 5 分任内部統制責任者は、所属員のうちから内部統制責任者が指名する。
- 6 分任内部統制責任者は、内部統制責任者の命を受けて、自らの所管業務に係る内部統制に係る事務を処理しなければならない。
- 7 分任内部統制責任者は、内部統制責任者を補佐し、内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときは、あらかじめ内部統制責任者の定める順位により、その職務を代行する。

(内部統制総括員)

第5条 内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、内部統制総括員を置く。

- 2 内部統制総括員は所属員のうちから内部統制責任者が指名する。
- 3 内部統制総括員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の命を受けて、内部統制に関する事務の総合調整と、自らの所管事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。

(内部統制員)

第6条 内部統制責任者及び分任内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、内部統制員を置く。

- 2 内部統制員は、内部統制責任者及び分任内部統制責任者の指揮監督の下にある課長等をもって充てる。
- 3 内部統制員は、内部統制責任者、分任内部統制責任者の命を受けて、自ら

の所管事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。

(内部統制連絡会議)

第7条 内部統制に関する連絡調整及び情報共有を図るため、大阪広域環境施設組合内部統制連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

2 連絡会議は、内部統制責任者、分任内部統制責任者、内部統制総括員で組織する。

3 連絡会議は、内部統制責任者が招集し、主宰する。

4 連絡会議は、議事に関係のある者のみを招集して行うことができる。

5 連絡会議は、原則として1年に1回以上開催するものとする。

6 連絡会議の庶務は、総務部において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。